

大磯町監査公表第 12 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 8 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 奥津 勝子

監査結果報告書

1. 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

2. 監査の対象部課等

鳴立庵

指定管理者：日本環境マネジメント株式会社

所管部課：産業環境部産業観光課

3. 監査の範囲及び事務

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日）に執行された公の施設の指定管理に係る出納、その他の事務の執行及び所管部課における当該指定管理に関する事務

4. 監査の実施期間

平成 30 年 8 月 27 日から平成 30 年 10 月 11 日まで

5. 監査の方法及び監査項目

平成 30 年度大磯町監査基本計画に基づき、協定等に基づき施設の管理や事業が実施されたか、事業報告や収支報告等が適正であったかなどを主眼に、指定管理者及び所管課から監査説明書、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員からの説明聴取、現地調査により監査を実施した。

6. 指定管理の概要

(1) 指定管理期間

指定管理業務の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

(2) 指定管理料

7,200,000円（平成29年度）

(3) 収支決算の状況

収入		支出	
科 目	(単位：円) 決算額	科 目	(単位：円) 決算額
委託料収入	7,200,000	人件費	7,026,009
利用料収入	2,498,290	維持管理費	3,105,557
事業収入	494,100	自主事業費	780,447
自社補填金	719,623	その他	0
合 計	10,912,013	合 計	10,912,013

(4) 施設等の利用状況

(単位：人、円)

利用施設等名称	利用者数	利用件数	入庵料・施設利用料
入庵者	8,763		2,332,590
施設利用者	1,827	110	165,700
合計	10,590	110	2,498,290

7. 監査結果

指定管理に係る出納、その他の事務の執行及び所管部課における当該指定管理に関する事務について監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

[意見]

(1) 指定管理者

収支決算について、収入で収支計画にない自社補填金の計上や支出で収支計画の倍以上の事務費（会社経費）の計上が見受けられた。収支決算は収支計画に基づく結果として適切に報告をされたい。また、決算数値の一部に誤りが見受けられたので、収支決算書の作成の際には確認をされたい。

指定管理業務と自主事業の経理については区分し、帳簿、通帳、領収書などを通して収支が判別できるよう整理していただきたい。なお、自主事業については、収支計画時から施設利用料を経費として計上し計画されたい。

(2) 所管課

指定管理者の報告書類等の確認について、監督、指導を徹底していただきたい。

[要望]

(1) 指定管理者

鳴立庵の利活用について、施設利用料の削減や自主事業の実施により鳴立庵が身近に感じられるようになったと思われる。今後も多様な普及活用事業への取り組みを推進し来庵者の促進に努めていただきたい。